

4月12日

県知事・議会議員選挙

神奈川県知事・県議会議員選挙が、次のとおり行われます。
大切な一票、忘れずに投票しましょう

【投票日】

4月12(日)
午前7時～午後8時

【投票できる方】

平成7年4月13日以前に生まれた人で、県知事選挙は平成26年12月25日以前から、県議会議員選挙は平成27年1月2日以前から大磯町に住所を有する方。

なお、平成26年12月25日及び平成27年1月2日を過ぎて県内他市町村から転入した方は、以前の住所地で投票することになります。

この際、引き続き神奈川県内の住所を有することを証する「引き続き証明書」の提示が必要になります。

引き続き証明書は町役場1階の町民窓口及び国府支所で開庁時間内に発行しています。

なお、県内を2回以上住所を移転すると投票ができなくなります。

【投票所入場券】

投票所入場券は、3月26日(木)以降に圧着はがき(ご家族4名までの入場券が印刷されています。)でお送りします。投票の際は各自の入場券を切り離して投票所にお持ちください。

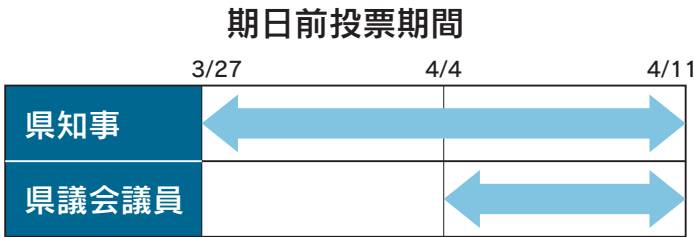
入場券が届かなかつたり、紛失した場合でも、選挙人名簿に記載されている方は投票することができま。投票所での旨をお伝えください。

※入場券を受け取った後に転出すると、投票できなくなることもあります。

【期日前投票・不在者投票】

投票日当日に都合で投票できない方は、事前に期日前投票又は不在者投票ができます。

期日前投票



時間：午前8時30分～午後8時
場所：町役場4階第1会議室

不在者投票

◇郵便等による不在者投票

身体障害者手帳(主に1・2級)等をお持ちで、投票所に行くことが困難な方、介護保険制度による要介護状態区分が「要介護5」の方は、必要な手続きを行うことで郵便等による投票ができます。詳しくはお問い合わせください。

なお、既に「郵便投票証明書」をお持ちの方は、選挙管理委員会から連絡します。

◇病院、施設内での不在者投票

県の指定する病院及び高齢者施設に入院・入所されている方は、その施設内で投票ができますので、施設にお問い合わせください。

◇長期不在者の不在者投票

仕事等で町内を離れ長期不在の方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができます。その際は郵便によるやりとりなど、日数のかかる手続きもありますので、早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。

【投票所】

該当する投票所は、「投票所入場券」に記載されています。

また、投票所の場所は、次のページ投票所一覧のとおりです。

(町ホームページからも確認できます。)

※2月11日以降に町内で住所を異動された方は、前住所の投票所で投票することがありますのでご注意ください。

※投票所内へは、小さいお子さんと一緒に入ることができません。また、けがや病気などで付添や看護が必要な方も、付添人、看護の方と一緒に投票所に入ることができます。

投票用紙への記載及び投票箱への投入は、本人以外ではできませんのでご注意ください。

【開票日・場所】

4月12(日)
午後8時45分
大磯小学校体育館

【選挙公報】

選挙公報は、4月7日ごろの新聞各紙(朝日・毎日・読売・産経・東京・日経・神奈川)の朝刊に折り込みされる他、次の町の主要施設でも受け取れます。

▼大磯町役場(本庁舎・国府支所)、ふれあい会館、生涯学習館、図書館・福祉センター

問 選挙管理委員会

☎ 内線 2228

